

# 訴 状

2003年3月28日

大阪地方裁判所 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 河 村 武 信

弁護士 松 本 七 哉

弁護士 西 晃

弁護士 杉 島 幸 生

弁護士 河 村 学

原 告 別紙原告の表示記載のとおり

〒530-0047 大阪市北区西天満五丁目13-3 高橋ビル北三号館3階

河村武信・西晃法律事務所

原告ら訴訟代理人

弁護士 河 村 武 信

〒530-0047 大阪市北区西天満六丁目2-11 梅ヶ枝町パークビル2階

関西合同法律事務所 (送達場所)

TEL 06-6365-8891

FAX 06-6365-5223

原告ら訴訟代理人

弁護士 松 本 七 哉

〒530-0047 大阪市北区西天満五丁目 1 3 - 3 高橋ビル北三号館 3 階

河村武信・西晃法律事務所

原告ら訴訟代理人

弁護士 西 晃

〒530-0047 大阪市北区西天満六丁目 2 - 1 1 梅ヶ枝町パークビル 2 階

関西合同法律事務所

原告ら訴訟代理人

弁護士 杉 島 幸 生

〒530-0047 大阪市北区西天満六丁目 2 - 1 1 梅ヶ枝町パークビル 2 階

関西合同法律事務所

原告ら訴訟代理人

弁護士 河 村 学

〒540-0008 大阪府中央区大手前 2 - 1 - 2 2

被 告 大阪府知事 齊藤房江

〒540-0008 大阪府中央区大手前 2 - 1 - 2 2

被 告 大 阪 府

代表者知事 齊 藤 房 江

大阪府立高槻南高等学校廃校処分取消等請求事件

訴訟物の価額 3,800,000円

貼用印紙額 26,600円

## 請 求 の 趣 旨

- 1 . 被告大阪府知事が平成 1 4 年 1 2 月 2 4 日公布した「大阪府立高等学校等条例の一部を改正する条例」, 同条例附則により平成 1 5 年 1 月 1 日施行の同条例別表第一中大阪府立大冠高等学校の項の次に大阪府立槻の木高等学校の項を加える改正規定にもとづく, 大阪府立高槻南高等学校の廃校処分を取消す。
  - 2 . 被告大阪府は各原告らに対し, それぞれ金 5 万円およびこれに対する本訴状送達の日から翌日から支払済に至るまで年 5 分の割合による金員を支払え。
  - 3 . 訴訟費用は被告らの負担とする。
- との判決並に第 2 項について仮執行の宣言を求める。

## 請求の原因

### 第1．当事者

1．原告らは大阪府立高槻南高等学校（以下、高槻南高校という）に在学する2年生（原告番号7 - 38）と1年生（原告番号2 - 6）および平成15年3月30日まで在籍する3年生（原告番号1及び39 - 57）の生徒である。

2．被告大阪府知事はその所管に属する高等学校のうち、高槻南高校の廃校処分をしたものである。

### 第2．高槻南高校の廃校処分

被告大阪府知事は、平成14年12月17日大阪府議会本会議で議決成立した同年12月24日「大阪府立高等学校等条例の一部を改正する条例」（以下、本件条例という）を公布した。本件条例によると、条例改正「別表中第一中、大阪府立島上高等学校の項及び大阪府立高槻南高等学校の項を削り」とする一部改正条例は附則により「規則に定める日から施行する」としている。しかし、同規則は未だに定められていないが、上記島上高校と高槻南高校を統廃合して新設される「槻の木高等学校」の項を同別表に加える改正規制は平成15年1月1日から施行すると定めている（甲1、2）。然るところ、既に平成15年度4月からの新入生の高槻南高校への受入れは停止されているので、平成15年1月1日をもって高槻南高校の廃校処分がなされたと認められるものである。

### 第3．「教育改革プログラム」と高槻南高校の統廃合の概要

1．高槻南高校の廃校処分は、大阪府教育委員会が平成11年4月に策定した「教育改革プログラム」（甲3）に基づいて、全日制府立高等学校特色づくり、再編整備実施計画中の第1期計画第3年次実施対象校として、大阪第2学区の高槻市においては島上高校と高槻南高校を統合し、全日制単位制である槻の木高校（仮称）を平成15年4月に開校することとし、校地校舎については島上高校の校地校舎を使用することとし、高槻南高校と島上高校は平成17年3月をもって廃校とすることとされた

(甲4)。

## 2. 「教育改革プログラム」の概要

大阪府教育委員会は「今、教育は大きな曲り角に立っている」との認識に立って、いじめや不登校、高等学校における中途退学が依然として深刻な状況にあること等を指摘した上、学校教育の再構築と、学校、家庭、地域社会の連携による総合的な教育力の再構築を柱とした「教育改革プログラム」(以下、単にプログラムという)を策定した。

(1) このプログラムの[ ]大阪の教育改革の「1 学校教育の再構築」の「府立高等学校の充実」において、「中学校卒業者のほとんどが高等学校に進学する中で、府立の高等学校が、多様な学習ニーズに応え、地域に根ざして次代の大阪を担う人材を育成するという使命はますます大きなものとなっている。このような観点を踏まえ、今後の府立高等学校の改革を進める。」として、第一の課題として「(1) 特色づくりの推進」をあげ、「生徒一人ひとりの興味・関心、能力・適性、進路希望等に対応し、多様な学習と幅広い進路選択ができるよう、府立高等学校において特色づくりを推進する。さらに、海外から帰国した生徒や高等学校に再チャレンジしようとする生徒の受入れ、社会人のリカレント教育等、国際化や生涯学習社会への移行に対応した取組みを一層充実する。」とした。

(2) さらにその「具体的な取り組み」の一つとして本件統廃合事件で問題となっている「全日制単位制高校の設置」をあげ、以下のように「定時制・通信制の課程の適正配置」と関連してその設置を位置付けた。

「a) 学年による教育課程の区分を設けず所定の単位を修得すれば卒業できるシステムを持ち、生徒自らが主体的に選択した学習計画に基づいて学ぶことができる全日制単位制高校を複数校設置する。b) 全日制単位制高校等の設置と併せて定時制・通信制の課程の適正配置のあり方について検討する。」

さらに、「( )全日制府立高等学校の特色づくり・再編整備の実施」を提起し、「生徒減少期を教育環境・教育条件など教育の質的向上を図る好機と捉え、

府立高等学校の特色づくりとあわせて適正な配置の観点から再編整備を推進する」として以下の具体的とりくみを示した（同プログラム22頁）。

（3）特色づくり・再編整備計画の推進時期を平成11年度から平成20年度までの10年間に3期に区分し、第1期（平成11年度～平成14年度）、第2期（平成15年度～平成17年度）、第3期（平成18年度～平成20年度）とし、計画的に再編整備を進めるとした。具体的再編整備として、平成10年度・全府立高校155校（普通科117校、専門学科併置・総合選択制等19校、総合学科3校、全日制単位制高校0校、専門高校16校）を、平成20年度全府立高校135校（普通科76校、専門学科併置・総合選択制等29校、総合学科9校、全日制単位制高校4校、専門高校17校）にするとしている。端的に言えば、府立高校を10年間かけて20校削減するというものである。

そして、「教育改革の推進に当たっては、過度の受験競争を緩和するなど子どもが『ゆとり』の中で生き生きと学び生活できるよう、社会全体が一丸となって取り組むことが重要である。このような観点から、学校教育の再構築と家庭・地域社会の総合的教育力の再構築を図ることとする。」としている。

第4．「教育改革プログラム」と「全日制府立高等学校特色づくり・再編整備実施計画」の違法性

プログラムとその実施計画である「全日制府立学校特色づくり・再編整備実施計画」に基づく高槻南高校の廃校処分は裁量を誤り、原告らの教育権を侵害する違法性をもつので取消されなければならない。

1．プログラムは過度の受験競争を緩和するなど、子どもが「ゆとり」の中で生き生きと学び生活できるようにすることを目的として掲げながら、平成20年までの計画進学率を92.3%に固定した上で、再編整備計画を樹てているため平成11年度は約8000名の不合格者を出し、政策的に公立高校への門戸をより狭く閉ざそうとしており、プログラムの目的と背馳した内容となっている。

2．プログラムは平成20年までの学級定員を現行の40名と固定して計画してい

る。しかし、大阪府の普通科高校は昭和62年のピーク時には学級定員48名、総学級数36と異常に高い水準を示しており、生徒数が半減してはじめて、教育条件が普通になる状況である。中卒数が半減するから府立高校を廃校にするというのは、急減期の教育改善と改革課題を無視するもので、30名学級規模とするなら過剰学校、教室は生じないばかりか不足する。40名と固定したプログラムは「ゆとり」の中で生き生きと学び生活することの実現にはならない。

3. プログラムは公教育について府民の負担をさらに大きくするもので、教育条件の維持確保について財源を公的負担以外に「保護者負担」を予定している。また公私比率を7:3とする再編整備計画は、現実的でなく計画性を欠いている。この比率を5:5とするべく、大阪府自身が検討しているような状況にある。府立高校を20校も削減し、公私分担比率を5:5とすれば、私学進学を余儀なくされるものが激増し、府民の負担は一挙に拡大するのである。公教育に責任を負う立場の放棄にも均しい。

4. プログラムは普通科高校における標準学級数を異常に高い水準(学年8学級)に置き、これを下回る学校は、小規模校で学校運営上様々な問題を起こすとして、統廃合の対象にしようとしている。然しながら、学年8学級が適正規模であるとの科学的根拠は何もない(東京都の標準学級数は6学級。平成14年度大阪府立高校の平均学級数は6.4学級である)。

5. プログラムで改革対象とされた府立高校は、行政区を越えた選抜学区制度を前提として設置され、従ってその配置の変更についても、その前提を維持すべきであるのに、特定の市町村を学区全体から切り離して恣意的な計画的進学率、標準学級、学級定員数を措置して府立高校統廃合を予定しているのは、生徒・父母の学校選択権を不当に制約するものである。

6. プログラムは「本プログラムを着実に進め大阪の教育を改革するためには府民の理解と協力を求めることが不可欠である。このため様々な機会を通し本プログラムの周知を図ることはもとより、改革の実施状況について適宜、積極的な情報開示

に努めるものとする。」としながら，その手続の不透明性と密行性は自らの設定した規律に反するものである。

7．プログラムは，平成20年までに，府立高等学校の再編により20校の削減，18校分の敷地の不要地を生み出すことを予定している。これら不要地を地元や民間企業に売却して，総額約710億円の財源を捻出して，大阪府の財政危機の脱却をはかる一助としようとしている。教育財産に関わる取扱いは，教育行政の条件整備性という法原理の規律を受けるものであり，財政政策的要請を優先させてはならない。教育財政の独自性を侵害するものである。

#### 第5．「全日制府立高等学校特色づくり・再編整備実施計画」と高槻南高校廃校処分の不当・違法性

「特色づくり・再編整備実施計画」に基づく高槻南高校廃校処分は，その合理性を欠く不適応なものである。著しく裁量を誤り，重大な且つ明白な違法性があり，原告らの教育権を侵害するものである。

1．平成11年8月25日大阪府教育委員会は「全日制府立高等学校特色づくり・再編整備第1期実施計画」を明らかにし，「特色ある学校づくり推進方策」として，生徒減少期を教育環境・教育条件などの教育の質的向上を図る好機ととらえ，高等学校の特色づくりとあわせて適正な配置を推進する観点から再編整備を行うと述べている。

然しながら，府立高校教育の最大の問題である「中途退学」や「学習・進路不適應」について「特色ある学校づくり」を核心にした対応でこれらを克服できるかについて甚だ疑問である。毎年の中学3年生の進路希望調査における普通科希望は75%前後に及んでいること，また「特色ある学校」の1つの典型である職業学科で，中途退学率が6.4%と普通科学校の2.7%を大きくこえていること，さらには高槻南高校廃校後の新設される槻の木高校でとられるとする全日制単位制高校が明確なビジョンもないままに高槻南高校を廃校にしてまでもとめるべきそれであるとは到底考えられないところである（後述3）。「特色」「特色づくり」は再編



整備の絶対的基準とはなりえないところである。

- 2 .高槻南高校は廃校とすべき教育課題のまったくない府立高校である。すなわち、高槻南高校は、学校教育法第41条でいう高等普通教育を行なう学校として昭和48年4月以降、提訴に至る今日までたゆみない歩みを進めてきた。

高槻南高校は平成14年に創立30周年を迎えた若い学校であるが、今日までの間に培ってきたその伝統と実績は、創立百年を迎える伝統校に劣らないほどの際立った特色を持ち活力に満ちたものである。また以下にみる卓抜した運動系・文化系の部活動のバランスのとれた発展は、公立高校として例をみないほどである。

(1) 多面的な分野で活躍する人材を多数輩出 豊かな進路保障

昭和40年代以降に設立された80校を超える府立高校の多くが、深刻な教育課題を抱える中で、本校は2学区の中堅上位校として生徒学力は充実し、運動系・文化系の部活動は、府立高校としては文武両道で調和の取れたトップクラスの実績と伝統をもってきた。

昭和51年に第1期生が卒業して以来、卒業生は1万3千名に及び、平成14年には創立30周年を迎えた。中堅上位校という位置にふさわしく卒業生の進路も多様で、大学教官、医者・薬剤師、小・中・高校教員、企業経営者・幹部、法曹、国家・地方公務員、マスコミ・芸能界、各種スポーツ界など多面的な分野で活躍する有為な人材を多数輩出している。

(2) 公立高校トップクラスで群をぬく部活の伝統と実績 文武両道の学校

私学優位の高校スポーツ界で本校の運動系部活動は、府立高校トップクラスの伝統と実績を持っている。軟式野球部は、近畿大会、大阪大会優勝・準優勝の常連校であり、平成14年度も夏季大会で強豪PL学園を破り優勝し、全国選手権や国体に出場した。軟式テニス部も、公立高校大会では優勝・準優勝を何度となく重ね、近畿大会にも団体・個人が毎年のように出場している。平成2年には世界ジュニア大会優勝をかざった。サッカー部は全国高校

総体，国体，近畿大会などへの出場を繰り返し，全日本ユース代表，全日本ジュニア・ユース代表，オリンピック代表候補，Jリーグ・プレーヤーを輩出している。バレーボール部は近畿大会出場12回，平成14年度の優勝を含めて大阪府大会優勝・準優勝を12回も成し遂げている。硬式テニス部も10回に及ぶ大阪公立高等学校対抗テニス大会のうち3回の優勝，1回の準優勝を勝ち取り，個人やダブルスでも，上位入賞者を多数輩出してきた。バトミントン部は大阪大会優勝，近畿大会出場者，上位入賞者を多数生み出した。体操部でも大阪総体2部総合優勝2回，平成11年12年府立高校大会女子団体総合優勝，平成12年高校総体2部女子総合優勝，同大会で女子個人総合優勝者，種目別3種目で1位というぬきんでた成果を得た。

陸上部も全国高校総体，近畿総体，国体などに出場者を数多く出し，それぞれ上位入賞者を多数出している。ラグビー部は平成12年大阪秋季大会（10人制）で優勝している。剣道部，卓球部，柔道部，水泳部もそれぞれ各大会で顕著な実績を残している。ダンス部は高校ダンス甲子園大会優勝や全日本高校・大学ダンスフェスティバル出場などの実績で，2学区における公立ダンス部の拠点校となっている。

文化系の部活動も多彩で活発である。美術部はほとんど毎年，全大阪高校美術工芸展で入賞者を出し，書道部では平成12年の第5回全日本高校・大学書道展での優勝者をはじめ，全国高等学校総合文化祭への府代表を4回にわたり送りだした。生物部は日本学生科学賞入賞3回，大阪府学生科学賞最優秀賞4回の実績をもつ。大阪府高等学校演劇地区大会1位の実績を持つ演劇部，放送部，吹奏楽部，茶道部，軽音楽部，箏曲部，コーラス部，写映部，写真部，新聞局，部落問題研究会，鉄道研究会，漫画・イラスト研究部，クラシックギター部，天文部，モダンダンス同好会，家庭科学部，障害者問題研究会，華道同好会，パソコン同好会，そしてオーストラリアのトゥーンバ高校生との国際交流に力を発揮してきたESSなど，文化部活動も運動系に

は負けない活躍ぶりである。

### (3) オーストラリアのトゥーンバ高校との国際交流活動

高槻南高校では平成5年1月より、オーストラリア・クインズランド州立トゥーンバ高等学校との国際姉妹校提携に調印し、平成5年、同校からの短期留学生14名を受け入れ、平成6年には本校からも30名の短期留学生を派遣するなど本格的な国際交流活動を展開してきた。国際姉妹校提携の10年に及ぶ留学生の相互交換は、規模・内容共に府立高校の中でもきわめて先進的なとりくみとなっている。国際交流基金を募り応援する保護者や高槻市や地元の人々に支えられたこのとりくみは、(1)(2)でふれた教育諸活動とあわせ本校教育の優れた価値と著しい「特色」を証明するものである。

### (4) 中退者数が府立高校で最も少ない学校 強い絆とアイデンティティ

このような受験準備教育に偏しないバランスの取れた文武の諸活動の旺盛な校風は、2学区、とりわけ高槻市・茨木市を中心に根強い人気を獲得し、本校は「入りたい高校」の代表格として好感度がもっとも高い高校のひとつとして知られている。勉強でも、部活動でも、学校行事でも、精一杯がんばれる明るく青春の活力に満ち満ちている学校だという評価は、多くの学校関係者が等しく認めるところである。在籍する生徒も、このような校風と伝統を心から愛し強い絆とアイデンティティを共有している。

### (5) 「再編整備計画」第1期第3年次対象校として廃校処分に

大阪府教育委員会は、教育改革プログラムで高等学校における最も深刻な教育問題として「中途退学の増加」を挙げている。しかし、高槻南高校ではこのような傾向と無縁であるばかりか、中途退学者数は平成12年度をとってみても全校で1名、0.1%と府立高校の中では最も少ない。この結果は、受験準備教育に偏しないバランスの取れた文武の諸活動の旺盛な校風と伝統によって、在籍する生徒たちが本校を心から愛し、強い絆とアイデンティティを共有しているからに他ならない。

平成13年8月30日、大阪府教育委員会議は「特色づくり・再編整備計画」第1期第3年次対象校として、高槻南高校と大阪府立島上高等学校の統廃合による全日制単位制高等学校への再編と本校の廃校案を決定した。

廃校にすべき教育課題が一切なく教育改革のモデルともいふべき府立高校を廃校にしようとする府教育委員会の決定に反対して、本校の生徒会・保護者が立ち上がり、3ヶ月足らずで16万人分の反対署名を集める事態となった。平成13年9月高槻市議会での再検討を求める意見書の採択も与野党を超えた全会一致の決議であった。同年11月16日に開催された大阪府教育委員会議では、「(高南は)府立高校の象徴の1つだと、公立高校として本当にうれしく思った。いろんな課題を抱えた府立高校の中で貴重な存在ではないかと思った。」(府教育委員)と、高槻南高校を高く評価する声もありながら最終的に統廃合による廃校処分が決定された。

3. 普通科高校として、憲法・教育基本法、学校教育法に定める教育及び高校教育の目的・目標の達成に大きな成果を挙げているだけでなく、運動系・文化系の部活動や国際交流活動、進路実績などで、際立った「特色づくり」を進めてきた高槻南高校に対して、府教育委員会は普通科とは言うものの、高槻南高校とは無縁な特定の教育課題への対応をめざす教育システムである全日制単位制高校を事前の一切の意向打診や提案もなく唐突に押し付け、加えて廃校という行政処分を強行すると至った。ところで、本件統廃合事件で問題となっている「全日制単位制高校」については、教育改革プログラムでは、以下「定時制・通信制の課程の適正配置」と関連してその設置を位置付けている。1つには「学年による教育課程の区分を設けず所定の単位を修得すれば卒業できるシステムを持ち、生徒自らが主体的に選択した学習計画に基づいて学ぶことができる全日制単位制高校を複数校設置する」ものである。2つには「全日制単位制高校等の設置と併せて定時制・通信制の課程の適正配置のあり方について検討する」というものである。この全日制単位制高校というシステムは、明らかにい

じめや心身症などによる不登校であるとか、学業不振や進路への不適應による中途退学など、広範な教育課題に柔軟に対処しうる定時制・通信制高校に通学する可能性のあるような子どもまで対応しうる教育システムとして位置付けられている。

本件でこの全日制単位制高校が問題となったのは、全日制単位制高校が統廃合の相手校である大阪府立島上高校の長年の要望であり、将来構想であったためである。島上高校は昭和26年4月開校、平成13年に創立50年を迎えた高槻市内では最も古い伝統校であったが、1970年以降の高槻市内における普通科高校の新設（三島、高槻南、高槻北、芥川、阿武野、島上大冠校 のち大冠高校として島上高校より独立校化）により、入学生徒の状況が激変し、教育改革プログラムで高校教育の重大な問題点と指摘するような状況が、2学区において最も深刻にみられる学校のひとつとなったのである。それは平成12年度の中退率6.8%(58名)という、高槻市内でも2学区内でも異例に高い中途退学状況が教育課題の深刻さを物語っていた。島上高校では学業や進路への不適應とこれがもたらす中途退学者の増加という問題状況を克服すべく、教職員組合(分会)や学校機関において全日制単位制高校への単独改編という構想をもち、「全日制府立高等学校特色づくり・再編整備第1期実施計画」第1年次実施対象校として実現すべく、府教育委員会への働きを各方面から強めていったのであった。これは同校関係者にとって当然の要求でもあったし、その懸命な努力は切実なものであった。しかし、この単独改編は府教育委員会の認めることには至らずその実現は、平成13年8月30日の本校との統廃合による全日制単位制高校案の公表まで待つことになった。この間、島上高校では単独改編から統合再編へと状況が変化する中で、高槻市内の類似の構想を共有する府立高校との一定のレベルにおける事前交流をおこない再編に備えたといわれている。事実、府教育委員会の専門家チームが入念に検討し作成した再編整備計画でもこの計画が明記されていた。ところが、府教育委員会はこれらの経過と自らの再編整備計画を一切無視して、島上高校の統合相手として、全日制単位制高校シス

テムを何ら必要とせず，当然何の検討もしてこなかった高槻南高校を指定し，廃校処分にしたものである。高槻南高校への統廃合処分に至った再編整備計画，及び基準の不適と目的違背は明らかである。

4．大阪府教育委員会は「この両校の取組みを発展させる形で統合整備して，生徒一人ひとりが興味・関心，能力・適性，進路希望等に基づく学習内容を選択することを通して，主体的に学習する姿勢や創造的な個性，進路実現の力をはぐくむ普通科の全日制単位制高校を設置する。新しい全日制単位制高校は，交通の利便性から現島上高校の校地校舎を使用する」とその選定理由を示したが，以下の点で明らかに合理性・正当性に欠けるものである。

(1) 「特色づくりへの取組み実績」という選定理由の欠如

「高槻南高校は短期留学生の交換を行うなど国際理解教育を推進するとともに，わかる授業の実践を通して生徒一人ひとりに，学ぶ喜びを体得させつつ，学力の向上と個性の伸長を図り，希望の進路を実現できる能力を身に付ける指導の充実に取り組んでいる。」府教育委員会は，このたった4行で高槻南高校の取組み実績を述べているが，この本校の教育と伝統・実績が，ではどうして現在の普通科全日制高校から，全日制単位制高校への統廃合という結論に立ち至るのか，何の論証も，説明もされていない。島上高校の実績についても，府教育委員会によれば一般的でどこにも適用できそうな内容で記述されている。この中で同校がかかえた深刻な教育困難と取組みの到達現状・教育実績については何も触れられていないのは，本来，分析的・科学的・総合的な学校・教育評価に基づかなければならない行政行為決定上の政策評価の決定的な瑕疵を証明するものである。また高槻南高校についても，科学的な分析のない肯定的な学校・教育評価だけから，何ゆえに一切の事前説明なしに廃校処分に至るのか，合理的・教育的な根拠は何ら示されていない。

統廃合に伴う存続校の決定にあたっては，両校の個別の比例・比較の基準や観点は一切示されていない。校地・校舎＝施設設備の現状と条件，学校・生

徒・教育の現状と実績が公正な基準・指標に基づき比較評価されたことを示す資料と説明が存在しないことは、この廃校決定の不当性と不自然さを示すものとなっている。耐震性を含めた建築物評価の比較さえ示されていない。

(2) 「特色ある学校の地域バランス」などという選定理由の不適

高槻市域で府立高校が北に4校(高槻北,芥川,三島,阿武野),南に3校(島上,大冠,高槻南)という地域配置の中で,南側で島上と高槻南を統廃合すれば,これまでの普通科高校は,北4校,南1校というアンバランスを生み出す。単位制高校を普通科高校だとしているが,もともと定時制・通信制システムとしてつくられた学校で,全国的には昼学ぶこれに準じた高校として設立されているものであった。大阪の教育改革プログラムでもそういう位置づけで,実際「志願者は,2学区外からも来ることになるから,交通の利便性が優先される」と府教育委員会は説明していたが,平成14年8月以降,新校である府立槻の木高校関係者は「新校は,朝から晩まで7時間、授業をする単位制の府立高校では初めての進学対応の学校です」「他の(普通科の)学校と何のかわりもありません」と、教育改革プログラムの趣旨に反する宣伝をし、実際、同校の合格者のほとんどは,2学区内の生徒であったし、「7時間授業に耐えられる生徒を受験させて欲しい」とする方針のため、教育改革プログラムが高校改革の課題解決としてめざした多様な進路・能力・適性に対応する学校づくりという本来の意味における単位制教育を必要としていた生徒への門戸は閉ざされた。「4校の全日制単位制高校を通学の利便性を考慮して,府域にバランスよく配置する」という構想は崩れ,高槻南高校廃校という事実だけが残り,この地域における府立高校教育は大きく後退したのである。

さらに加えて「地域バランス」などといいながら,選抜学区制という性格を無視し,高槻地域だけで「バランス」を考えていることも問題である。茨木市東部の生徒の進路保障(=学校選択)と通学困難化の問題など大きな問題

も生まれ、学区内の普通科高校の地域バランスが崩れてもいいのかという批判が生まれている。

(3) 「志願状況」という選定理由の不当性

府教育委員会は高槻南高校志願状況を廃校選定理由に挙げているが、高槻南高校は2学区では根強い人気を持ち、志願率も1.2倍前後を維持してきた。茨木市などからの志願者(入学者)も多く、これまでも入学者の3から4割を占め、高槻・茨木市にはなくてはならない学校として父母・中学生の信頼と人気を集めてきた。高槻南高校は98年以降、9学級、8学級、8学級、7学級と募集学級数が推移してきているが、1学級増の8学級のままでも志願者は集まる学校である。府教委の公私分担比率等の都合で減学級されたもので、志願状況云々はまったく廃校対象の理由にならない。また先述したが選抜学区制をとっているのに、高槻市の条件にのみ固定して、高校の存廃を考えるのもまったく不当・不適なものである。

(4) 「地域的な近接性と交通の利便性」という選定理由の不当性

これまでの廃校決定の是非を問う疑問への府教委の回答によると「両校の今までの取組みを発展的に結合していけるベストの組み合わせだ」「統合という方式なので、近接性を重視した」という2点以外にほとんど理由らしいものは述べていない。「特色ある学校の地域バランス」という選定理由にかかわって、「統合という方式なので、近接性を重視した」といわれているが、統合は近ければいいわけではない。近い学校を組み合わせることにより、一つは廃校にするわけであるから、広い通学不便地域が出来るというデメリットが大きくなる。「島上と高槻南高校は2.1キロ」、「島上と三島は2.3キロ」「島上と高槻北は2.5キロ」「島上と芥川は3キロ」で、いずれもわずかの差であり他校との距離関係では、このような「地域バランス」などは決定的な廃校の理由にならないことを物語っている。また、地域的な近接性と交通の利便性は一体のものであるが、各行政区をそれぞれ一つの選抜学区



に出来ない以上、利便性を第一義的に追求しても意味はない。もともと、交通の利便性や高槻南部という地域性、これと茨木市などの近接行政区との関連で高槻南高校を設置したはずである。2学区という範囲で考えれば、これらの設置理由が今も有効であるのは明白である。

地域の近接性や交通の利便性は、青年期の身体的な成長と自立的な判断力と注意力が育成されている高校生の年代にあっては、留意すべき要因ではあるが決定的なものではない。これを理由に、改築改修を必要としないいまだ美観を残す校地・校舎をつぶし、既述のように優れた教育実績と伝統を有する教育の場を放棄することにはならない。

#### (5) 「施設状況等の客観的条件」という選定理由の不適

高槻南高校の学校の施設は全般的に広く、ゆとりがあり、生徒の教育上恵まれた環境にある。特に校庭が広く、サッカー・野球など部活動でも同時に使え、この条件の中で、公立トップクラスの部活動の実績が生まれている。校舎は建築後30年近くでいまだ大変美しく、中庭の樹木の手入れも行き届いており、すばらしい環境を維持している。春の花木も、秋の紅葉もきれいで、ほっと心がなごむ教育環境である。昭和50年以降つくられた多くの府立高校のように一棟中廊下方式校舎ではないので、教室は明るく風通しも良く府立高校の中では恵まれた環境で、図書室も広くきれいで蔵書も多くある。実験・実習設備もよく整っており、高等学校としては恵まれた施設条件を備えている。このような素晴らしい学校を「施設状況等の客観的条件」ということで廃校とする選定理由の不当性は明らかである。

島上高校や他の市内高校との比較評価はいかなるものであったのか、高槻市が将来「城址公園」を計画構想し、大阪府教育委員会にも再編整備計画実施上の配慮を求めている高槻城本丸跡地である島上高校の校地問題についての対応はどうするのかについて明確にされないと、公正な行政行為の執行とはならない。

第6 . 本件高槻南高校廃校処分は適正手続に違背する違法があり , その取消を免れない。

1 . 高槻市、学校教育関係者、保護者・生徒等の本校関係者への意見聴取を怠ったことによる「事実の認定・評価の過誤」と「公務員としての誠実な事前調査義務違反」

高槻市長は , 平成13年11月13日 , 本件統廃合議案決定を3日後に控えて , 大阪府知事と大阪府教育委員会教育長に対して「高槻市における府立高等学校の再編に当たっての要望書」を送付した。その内容は , 以下の通りである。

「計画案を策定され , 公表するまでの間に地元市に対して , 一度の事前協議もなかったことにつきましては , 誠に残念で極めて遺憾に存する次第であります。地域における公共施設の存在は , まちづくりの観点から , 極めて重要なものであることは言を待たないところであります。特に , 府立島上高等学校の地は , 古来高槻城(本丸)跡地で歴史的にも重要な地域であり , 本市の将来のまちづくりにとって , 誠に重要な資源であります。そのようなことから , 本市といたしましては , 当該高等学校の周辺地域を都市公園『城址公園』として整備し , 広く市民の利用に供すなど , 中心市街地に存在する貴重な憩い空間として位置付けております。以上のことをご賢察いただき , 府立島上高等学校と高槻南高等学校の統合を進められるに当っては , 本市との十分な協議をされることを強く要望する次第でございます。」

さらに , 高槻市は平成13年11月16日 , 府教育委員会議において本件統廃合案が決定されるに及び , 以下の助役談話を発表して抗議した。

「今回の府教育委員会が進める府立高等学校の再編整備については , 少子化が進行する中 , 一定理解するところであるが , この度 本市が府教委に要望した内容は , 街づくりにおける高槻市の百年の大計とも言うべき提案です。それを府教委は歯牙にもかけず , 十分な協議もなく , 既定方針通り実行することは誠に残念であります。府教委は高槻市民のことなんか何も考えていないと , いわざるを得ない。何らかの対応検討したい。」

これらの高槻市の見解は , 同年12月高槻市議会でも重ねて表明されている。

また高槻市議会は、同様の意見書を平成13年9月市議会と平成14年6月市議会の2度にわたって超党派で決議している。

このように、府教育委員会が高槻南高校開設時に多大の尽力を寄せた高槻市にさえその計画の事前協議さえ行なわなかったことは、行政処分の手続としてまことに異常で不適法のそしりを免れ得ないものである。加えて、保護者や生徒、同窓会関係者等に対する意向打診や事前説明の欠如も重大である。平成13年8月30日の府教育委員会において統廃合案が提案されて以降、廃校を決定する府教育委員が高槻南高校に実際に足を運び、生徒の活動を見て、生徒への説明会を開催してほしいと、要望し続けてきたにもかかわらず、「情が移るから行かない」などとして、来校を拒否、学校における正式な生徒への説明はなされなかった。ある府教育委員に至っては、生徒が送った学校生活を記録したビデオを着払いで返却してきた。

2. 意見表明権、表現・情報の自由を侵害しつつ行われた本件廃校処分は原告らの権利侵害である側面と併せて処分の適正手続違背の違法をもたらすものである。

2002年10月25日、大阪府教育委員会において、府教委事務局佐藤副理事は「案の公表の前に意見聴取するとかえって地元混乱を招く。府教委の責任で、校長から状況を聞き、案として(校長に)示し、その後(校長から)意見を聞き、(府教委が)決定する。どの階段で言っても、聞いた人には唐突感がある。今の手法がベターである」と明言している。実際に府教委が決定した案を公表する前に原告ら生徒、その両親らの意見を聴取することは全くなかった。この事実は、子どもの権利条約第12条1項「自己の見解をまとめる力のある子どもに、その子どもに影響をあたえるすべての事柄について、自由に自己の見解を表明する権利を保障する」および第2項に定める「この目的のため、子どもは、特に、自己に影響をあたえるあらゆる司法および行政的手続において、直接的にまたは代理人もしくは適当な団体を通して聴聞される機会を、国内法の手続規則に従って与えられる」とされた権利が侵害されたことを示すことは明らかである。

高槻南高校学校長等も「公表の前に、府教委から学校の状況をきかれ、統廃合案を示され意見を聴取され」ながら、その府教委の統廃合計画案について、生徒やPTA、関係教職員、同窓会等から意見聴取を行い、要望等をまとめる努力をまったく怠り、しなかった。府教委が決定した案の公表後は、通例一切変更されない事実から判断して、府教育委員会も校長を督励してこの生徒の意見表明権を積極的に侵害した。

さらに、府教委事務局から府立高等学校や、(地教委を通じて)市町村立学校に統廃合に反対する学校の生徒会やPTAの申し入れや要請に対して、各学校で「適切な対応をするように」との口頭指示連絡が、府教委、及び学区校長会の連絡網を通じて行われ、平成13年9月以降、高槻南高校生徒会やPTAの申し入れ・要請等の執行が阻害される事態が生まれた。これらは、子どもの権利条約第13条に定める「子どもは表現の自由への権利を有する。この権利は、口頭、手書きもしくは印刷、芸術の形態または子どもが選択する他の方法により、国境に関わりなく、あらゆる種類の情報および考えを求め、受け、かつ伝える自由を含む」とする(表現・情報の自由)を明らかに侵害したものである。

#### 第7. 不法行為による損害賠償請求

原告らは違法な高槻南高校の廃校処分とその処分の執行(廃校準備行為)によって、著しい精神的苦痛を蒙った。これは不法行為による損害であるから、被告大阪府にその損害を賠償する義務がある。その慰籍料としては原告一人当たりの金5万円が相当であるので、被告大阪府に対してこれを請求するものである。違法な本件廃校処分により原告は以下の損害を蒙った。

##### 1. 教育権の侵害 - 適正な高等学校教育を受ける権利の侵害

高槻南高校において今日までの間に培ってきたその学校伝統と教育実績は、際だった「特色」を持ち活力に満ちたものであり、その充実した学習活動、豊かな進路保障、運動系・文化系部活動のバランスのとれた発展は、公立高校として例をみないほどである。こうして高槻南高校においては在籍する生徒たちの適正な高等学校教育を受ける権利が保障されてきた。

しかし、本件統廃合処分によって、平成15年度、平成16年度と進行するごとに、教職員の人数が大幅に減っていくことにより、原告らにとっては、3学年体制に比べてクラス担任や授業担当以外の教職員との交流・接触が少なくなり、様々な個性と能力をもった教職員から今まで多様な形で受けていた教育的影響が少なくなってくる。芸術科・体育科などの教職員定員が年次的に削減されることにより府立高校としてはトップクラスの伝統と実績のある部活動、学校行事、国際交流活動なども維持することができなくなる。芸術・情操教育が生徒の教科学習や学校生活の円滑化に寄与してきた役割と効果も減殺される。

また本件廃校処分による募集停止の進行により、運動部などでは、チーム成立を確保しうる部員の獲得が困難になり、伝統と実績のある部活動をこれまで通りに維持することができなくなっている。さらに、本来享受すべき生徒同士の交流・接触も減り、部活や学校行事など様々な形で形成されてきた学校伝統の継承がきわめて困難になり、廃校処分がなければ、享受できた利益が享受不可能となる。これらにより生徒の正常な学校生活を営む権利が著しく侵害されている。

言うまでもなく学校教育法は高等学校の目的として、中学教育の基礎の上に心身の発達に応じて高等普通教育及び専門教育を施すことを挙げ、具体的な目標として 国家及び社会の有為な形成者として必要な資質を養うこと、 社会において果たさなければならない使命の自覚に基づき、個性に応じて将来の進路を決定させ、一般的な教養を高め、専門的な技術に習熟させること、 社会について広く深い理解と健全な批判力を養い、個性の確立に努めることを定めている。原告らはかように適正な高等学校教育を受ける権利を侵害されたものである。

## 2. 教育権、人格権の侵害による不利益

適正な高等学校教育を受ける権利の侵害が、成長期にある高校生の人格形成にとって計り知れないマイナスの影響を及ぼし、学校生活全般にわたって生徒の学習する権利 - よりよき教育環境の中で学ぶ権利 - が侵害される。廃校処分を受けていない他の普通科の府立高校生と比較すれば、その差はあまりにも歴然として

いる。本件処分は、手続的にも内容的にも、「子どもの最善の利益が主として考慮」（子どもの権利条約第3条）されていないことは明白である。

学校教育は、教科学習のみではない。教科教育、芸術・情操教育、部活動、行事活動などが計画的、組織的、系統的に展開されてはじめて全人教育が成り立ちうる。

子どもの権利条約第29条では「(a)子どもの人格、才能ならびに精神的および身体的能力を可能な限り全面的に発達させること。」としているが、本件廃校処分決定に伴う様々な問題は、ここでいう全面発達の権利を侵害することもまた明らかである。

### 3. 意見表明権、表現、情報の自由の侵害

さきに第6, 2で述べたように、再論はしないが、この権利侵害もまた明らかである。

### 4. 母校喪失という精神的衝撃がもたらす喪失症候群 - PTSD状態と人権侵害

自立的な人格形成の重要な時期に、意見表明権などを阻害され、かつ理不尽は廃校決定により、母校喪失という精神的衝撃、生涯を通じての心の傷がもたらす - PTSD状態がもたらされた。2学区では、実績もあり、かつ好感度も評判も高かった母校が、募集停止などによって、世間からは「廃校になる学校」視され中学校の進路指導でも、そのような学校として扱われるようになった。屈辱感と悔しさで癒しきれない心の傷がうまれている。年度を追うごとに、生徒の教育のためにまだまだ使える備品などを、生徒の面前で、どんどん廃棄処分にしていっており、設立30年のまだ新しい校舎と使用可能な備品が、現に在校している生徒の面前で、喪失していくという事態は、「学校がなくなっていくのだ」という実感をいっそう強めて、生徒の心の痛手を深めている。人権侵害も著しいものがある。

高等学校は義務教育ではないから、就学強制はないとはいえ、既に就学している生徒とその父母にとっては事実上就学権を侵害されたに等しく、このことは、

就学させるため当該営造物を利用する権利を侵害されたこととなることも言うまでもない。

以上のように原告らが違法な本件廃校処分によって蒙った損害・不利益は法律上保護されるに価する利益の侵害であることは明白である。

## 第 8 . 結 び

原告らは本件条例は条例自体の効力により直接に公共施設の措置管理およびその利用関係に変動をもたらすものであるうえ、現在既に本件条例の施行を前提とした準備行為がなされているので、条例の効力として原告らの権利に重大な変動をもたらすことは明らかである。原告らが高槻南高校における教育を受けることの地位（就学権）を保障されていた。あるいは保障されているのであり、これに重大な影響を与える本件高槻南高校の廃校処分の取消を大阪府知事に対して求め、併せて大阪府に対して原告らが違法な廃校処分によって蒙った損害について慰籍料の請求を求め、請求の趣旨記載の判決を求めて本訴に及んだものである。

## 証 拠 方 法

甲第 1 号証	大阪府立高等学校等条例
甲第 2 号証	大阪府公報（平成 1 4 年 1 2 月 2 4 日付）
甲第 3 号証	教育改革プログラム（大阪府教育委員会作成）
甲第 4 号証	全日制府立高等学校特色づくり・再編整備第 1 期実施計画 第 3 年次実施対象校（大阪府教育委員会作成）

## 附 属 書 類

1 . 甲号各証 ( 写 )	各 1 通
2 . 委 任 状	5 7 通
3 . 戸籍謄本	3 0 通